様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

2024年12月16日

大阪府知事　　様
（大阪府泉州農と緑の総合事務所長　様）

提出者
住　所　**大阪府八尾市美園町2丁目18番1**
氏　名　**（医）はぁとふる　理事長　島田　永和**

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　０７２－９５３－１００１

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	**運動器ケア　しまだ病院**
事業場の所在地	**大阪府羽曳野市樫山１００番地の１**
計画期間	**２０２４年４月１日～２０２５年３月３１日**
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	**８３：病院**
②事業の規模	**８８床**
③従業員数	**４００人**
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	**別紙のとおり**

（日本産業規格　A列４番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

添付資料のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（2023年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	**感染性廃棄物**	**強酸**
排　　出　　量	**68** t	**0** t

（これまでに実施した取組）
・毎月実施される関連委員会（感染対策委員会）にて廃棄数量を報告し、排出抑制に努めている。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	**感染性廃棄物**	
排　　出　　量	**68** t	t

（今後実施する予定の取組）
・現状以下の排出抑制に努める。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・感染性廃棄物は、他の廃棄物と区分し分別保管している。

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・引続き分別保管する。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（2023年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	強酸
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

・実施していない。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	強酸
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）

・予定なし。

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（2023年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	強酸
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

・実施していない。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	強酸
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）

・予定なし。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（2023年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	強酸
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

・実施していない。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	強酸
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）

・予定なし。

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（2023年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
全処理委託量	68 t	
優良認定処理業者への処理委託量	68 t	t
再生利用業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

（これまでに実施した取組）

・各種許可証期限確認を年１回行っている。
・不定期で処理状況の現地確認を行っている。

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

<table>
<tr><td></td><td>②計画</td><td>
【目標】
<table>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>感染性廃棄物</td><td></td></tr>
<tr><td>全処理委託量</td><td>68 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>68 t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
</table>
（今後実施する予定の取組）
・これまで同様に、各種許可証期限確認を年１回行い、不定期で処理状況の現地確認を行う。
</td></tr>
<tr><td colspan="2">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td>
【前年度（2023年度）実績】
<table>
<tr><td>特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）</td><td>68 t</td></tr>
</table>
（今後実施する予定の取組等）
・今年度は全て電子マニフェストで運用している
</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td></td></tr>
</table>

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

１ 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２ 当該年度の６月30日までに提出すること。

３ 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

⑴ ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

⑵ ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

⑶ ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４ 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５ 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６ 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７ 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８ それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

９ ※欄は記入しないこと。

〔感染性廃棄物処理工程フロー〕

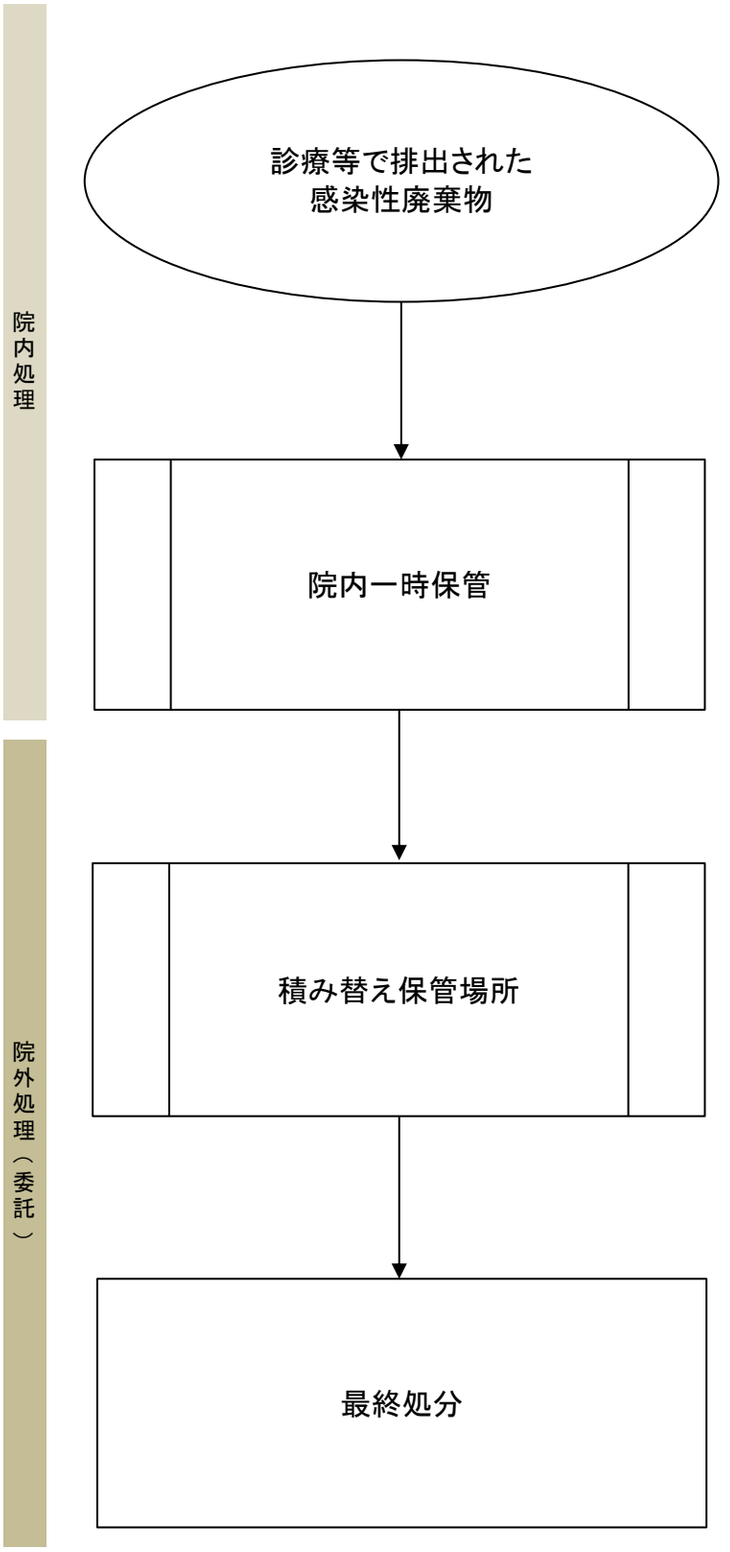

排出部門

手術室
外来（整形外科、ペインクリニック）
病棟
中央材料室
調剤室
放射線室
検査室
リハビリテーション訓練室
介護老人保健施設　悠々亭
訪問看護

各排出部門から出た感染性廃棄物は
暗証番号（非公開）で施錠管理された院内
一時保管場所まで収集運搬担当スタッフに
よって運ばれる。

委託業者により院内一時保管場所から
委託業者積み替え保管場所まで収集運搬
される。

委託業者により積み替え保管場所から
収集運搬された感染性廃棄物は
最終処分場所にて処分を行う。

〔管理体制図〕

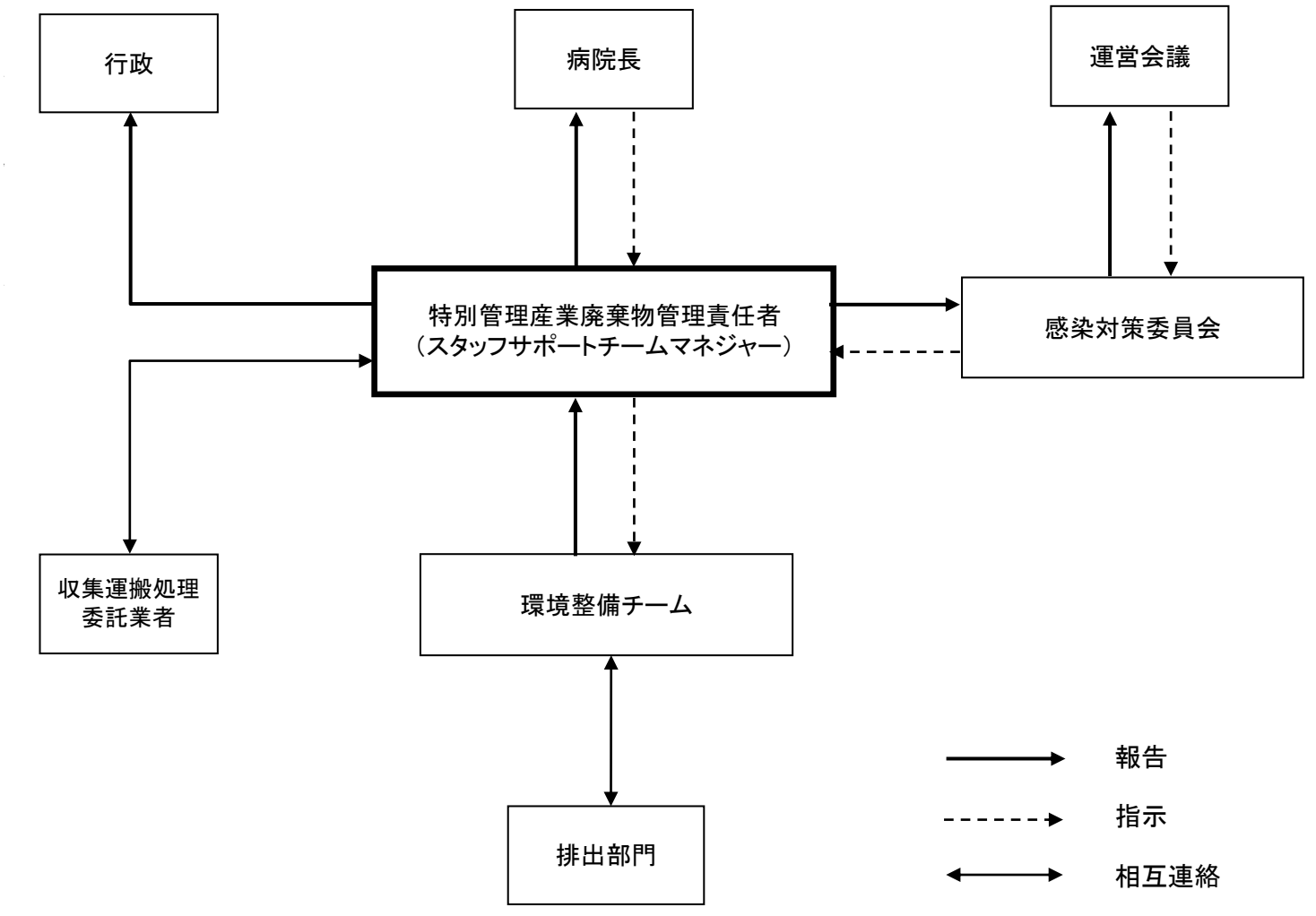

〔役割〕

特別管理 産業廃棄物責任者	・産業廃棄物の発生から処分に至るまでの帳簿等を作成して統括的に把握管理 ・産業廃棄物の発生工程、種類ごとの発生量、排出量及び性状等のチェック、集計等 ・処理施設（事業場内・外）の定期的査察 ・行政に対する報告等 ・処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票（マニフェスト）等の管理 ・産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する院内啓発指示 ・廃棄物の資源化・減量化及び適正管理について検討し産業廃棄物処理計画の策定及びその実施
環境整備チーム	・産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 ・各排出部門における廃棄状況の維持管理点検等 ・院内一時保管場所への収集運搬 ・院内一時保管施設の管理 ・産業廃棄物の分析及び環境事象の分析、測定等 ・各部署間の調整及び指示 ・産業廃棄物の適正処理費用の算出 ・委託料金の支払方法による業者管理 ・関連会議での報告
排出部門	・廃棄場所の適正な維持管理 ・廃棄物種類毎の適正分別廃棄 ・排出量抑制実施
病院長 運営会議 感染対策委員会	・各報告事項に対する指示及び決裁